

平成 16 年度 保育所入所申込受付のお知らせ

受付期間 平成 16 年 1 月 5 日(月)～1 月 30 日(金)

| 町内の認可保育所 | 保育所名 | 定員 | 住所 | 電話 | 備考 |
|----------|-----------|-----|----------|---------|----|
| | 大崎保育所 | 110 | 仮宿1862 | 76-0049 | 公立 |
| | 大丸保育所 | 30 | 横瀬1994 | 76-0555 | 公立 |
| | 持留保育所 | 30 | 持留2445-1 | 76-3863 | 公立 |
| | 中沖保育所 | 30 | 菱田3093-2 | 77-0027 | 公立 |
| | 野方保育所 | 90 | 野方6119 | 78-2324 | 公立 |
| | 南光保育園 | 60 | 仮宿1555-2 | 76-0025 | 私立 |
| | 菱田保育園(仮称) | 60 | 菱田2601 | 77-0568 | 私立 |

町立菱田保育所は、平成 16 年 4 月 1 日から、社会福祉法人どんぐり福祉会(仮称)に運営を移管し、私立保育園として延長保育を実施するようになります。

保育料は、これまでどおり町の規定により決定されます。

保育時間

町立保育所 7:30～18:00
 南光保育園 7:00～19:00
 (18:00 以降は、延長保育料が必要)
 菱田保育園(仮称) 平日 7:00～19:30
 土曜日 7:00～19:00
 (18:00 以降は、延長保育料が必要)

対象

家庭での保育に欠ける 0 歳児から就学前児童まで
 (0 歳児は生後 6 ヶ月以降)

必要書類

- 入所申込書
 - 課税証明書(平成 15 年度分)
 - 源泉徴収票(平成 15 年中の所得に関するもの)
 - 確定申告書(確定申告される方)
 - 家庭状況調査書
 - 母親の就業証明書又は出産・病人の看護・介護している場合、看護・介護の状況がわかる書類
- ※ 添付書類が未提出の場合は入所決定を保留します。
 (書類は役場又は保育所に準備してあります)



申込書は、福祉保健課又は保育所へ提出してください。

保育料

保育料は所得税・町民税によって決定されます。

(単位：円)

| 市町村民税 | 定義 | 3歳未満 | 3歳以上 |
|-------|------------|--------|--------|
| | 生活保護世帯 | 0 | 0 |
| 所得税 | 町民税非課税世帯 | 7,000 | 5,000 |
| | 町民税課税世帯 | 15,000 | 12,000 |
| 所得税 | 64,000 未満 | 22,000 | 19,000 |
| | 160,000 未満 | 30,000 | 27,000 |
| | 408,000 未満 | 37,000 | 29,000 |
| | 408,000 以上 | 41,000 | 30,000 |

※ 平成 15 年度実績

※ 2人目は半額、3人目以降は 10 分の 1

必ずお読みください

親、兄弟と同居されている方々へ！

保育料の決定の際、同居している親や兄弟の税額も合算して保育料が決定される場合があります。

(平成 14 年度の県の指導による。)

問い合わせ先 大崎町役場 福祉保健課 児童係 ☎76-1111 内線 142

Eメール fukushi @ town.osaki.kagoshima.jp